

# 税務支援について

## —協議派遣事業編—

【第2部】

派遣税理士専用

令和7年8月

南九州税理士会



# 目 次

## 南九州税理士会の諸規定

・ 税務支援規則	1
・ 税務支援細則	4
・ 税務支援実施要領	8
・ 税務支援に関する支部間応援制度の実施要領	15
・ 派遣税理士選定委員会運営要領	25
・ 税務支援制度ガイドライン 質疑応答（Q&A）抜粋	28
・ 協議派遣による税務支援実績報告書（第7号様式）	30
・ 令和6年度 協議派遣事業における派遣先一覧	31



# 南九州税理士会税務支援規則

## (趣 旨)

**第1条** この規則は、南九州税理士会（以下「本会」という。）会則第60条第5項の規定に基づき、本会の税務支援（会則第60条に規定する施策をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定める。

## (対象者)

**第2条** 税務支援の対象者は、税理士又は税理士法人が関与していない納税者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 小規模納税者
- (2) 前号以外の者で、本会が、税務指導を必要と認める者

## (税務支援の範囲)

**第3条** 税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

- (1) 税務に関する相談
- (2) 記帳及び決算に関する相談
- (3) 税務書類作成に関する相談
- (4) 前各号に係る電子申告に関する相談

2 本会は、前項に定める事務のほか、必要と認めるときは、次の事務を税務支援の範囲に加えることができる。

- (1) 会計帳簿の記帳代行
- (2) 税務申告に係る決算代行又は決算書の作成
- (3) 納税申告書その他の税務書類の作成
- (4) 電子申告データの作成及び代理送信

## (税務支援の報酬)

**第4条** 前条に定める事務の報酬は、原則無償とする。ただし、本会が必要と認めるときは、有償とすることができる。

## (税務支援の事業)

**第5条** 税務支援の事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会又は日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が独自で主体的に実施するもの（「独自事業」という。）
- (2) 国又は地方公共団体が委託者となる税理士業務に係る事業を本会が受託して実施するもの（「受託事業」という。）
- (3) 国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは連合会が指定する団体（以下「団体等」という。）との協議に基づき実施するもの（「協議派遣事業」という。）

**(従事義務及び指定税理士の選任等)**

**第6条** 所得税確定申告期において行う次の事業は、本会の税理士である会員（以下「税理士会員」という。）全員が従事して実施する。

- (1) 独自事業
  - (2) 受託事業のうち本会が必要と認めるもの
- 2 本会は、前項以外の税務支援の実施にあたっては、原則として税理士会員のうちから、希望その他適宜の方法により選任した者（以下「指定税理士」という。）に従事させ、又は派遣するものとする。
- 3 本会は、指定税理士の氏名その他必要な事項を記録した名簿を備えなければならない。

**(従事義務の免除)**

**第7条** 本会は、税理士会員が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該会員からの申請に基づき、一事業年度ごとにその従事義務を免除することができる。

- (1) 負傷又は疾病により療養していること。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。
- (3) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
- (4) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

**(支部等間の連携)**

**第8条** 税理士会員は、原則として、所属支部の区域内で実施される税務支援に従事するものとする。ただし、本会は、支部と協議のうえ、税理士会員を所属支部の区域以外の区域において税務支援に従事させることができる。

**(協力義務)**

**第9条** 会員（社員税理士及び所属税理士を除く）は、税理士法人に所属する社員税理士及び所属税理士並びに税理士事務所に勤務する所属税理士が税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。

**(従事税理士の職責)**

**第10条** 税務支援に従事する税理士会員（以下「従事税理士」という。）は、税理士に関する法令、本会の会則及び連合会の会則、規則等を遵守し、その職務を遂行しなければならない。

**(税理士業務の受任)**

**第11条** 従事税理士（社員税理士を除く。）は、税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、これを受任することができる。ただし、従事税理士が所属税理士である場合は第3項によるものとする。

- 2 社員税理士が税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、その所属する税理士法人が受任者となり、これを受任することができる。
- 3 所属税理士が税務支援を行った納税者から税理士業務の関与の依頼を受けたときは、その使用者である税理士又は税理士法人が受任者となりこれを受任することができる。ただし、あらかじめ使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得たときは、当該所属税理士がこれを受任することができる。
- 4 前3項の場合においては、その納税者の意思を尊重するよう留意しなければならない。

**(単独契約の禁止)**

**第12条** 会員は、この規則の定めによらないで、第5条第3号に規定する団体等から税務支援に関して委嘱を受けてはならない。

**(部の設置)**

**第13条** 本会は、税務支援を実施するため、税務支援対策部を設けなければならない。

**(支部への委託)**

**第14条** 本会は、税務支援の実施に関し、その事業の一部を支部に委託することができる。

**(細則への委任)**

**第15条** この規則に定めるもののほか、税務支援の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

**附 則 (平成27年6月19日)**

- 1 この規則は、平成27年6月19日から施行し、平成27年4月1日に始まる事業年度から適用する。
- 2 「税務支援の実施に関する規則」は、これを廃止する。

**附 則 (令和4年6月23日)**

この改正規定は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

# 南九州税理士会税務支援細則

## (趣 旨)

**第1条** この細則は、税務支援規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき必要な事項を定める。

## (対象者の範囲)

**第2条** 規則第2条第1号に規定する小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の者
- (2) 前号に定める者が消費税の課税事業者であるときは、基準期間の課税売上高が 3,000万円以下の者

2 規則第2条第2号に規定する対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 給与所得者及び年金受給者で、本会が税務指導を必要と認める者
- (2) 前号以外の者で、本会が、地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者

## (税務支援の報酬)

**第3条** 規則第4条に定める税務支援の報酬とは、対象者本人から受領する金銭をいい、規則第5条各号に掲げる事業に伴う謝金は含まないものとする。

## (独自事業)

**第4条** 規則第5条第1号に規定する独自事業は、次のとおりとする。

- (1) 本会又は日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が設置する施設で行う税務支援（電話相談を含む。）
- (2) 本会又は連合会が設営する会場で行う税務支援
- (3) その他独自事業として本会又は連合会が実施する事業

## (税務相談所)

**第5条** 本会は、前条に規定する税務支援を実施するための施設又は会場（以下「税務相談所」という。）をその区域内に設置又は設営し、管理及び運営に当たる。

2 本会は、前項のほか、支部の区域ごとに税務相談所を設置又は設営することができる。この場合、当該支部をしてその管理及び運営に当たらせる。

3 本会は、地域の実情その他を考慮し、その会員の事務所をもって第1項の税務相談所とすることができる。

4 本会及び支部は、前項の規定により、その会員の事務所を税務相談所とするときは、当該事務所における税務支援が適正かつ円滑に実施されるよう指導する。

## (独自事業に関する事項)

**第6条** 前2条に定めるもののほか、独自事業の実施に関し必要な事項は、常務理事会で定める。

**(受託事業)**

**第7条** 規則第5条第2号に規定する受託事業は、次のとおりとする。

- (1) 記帳指導
  - (2) 年金受給者等の相談会
  - (3) 所得税確定申告期における無料税務相談
  - (4) 所得税確定申告期における電話相談
  - (5) その他前各号に準ずるもの
- 2 本会は、地域の実情その他を考慮し、前項各号に定める事業のほか、理事会の議を経て受託事業を追加することができるものとする。

**(協議派遣事業)**

**第8条** 規則第5条第3号のうち、「国又は地方公共団体から納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。

- (1) 商工会議所
  - (2) 商工会
- 2 規則第5条第3号のうち、「その他の団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。
- (1) 青色申告会
  - (2) 法人会
  - (3) 日本税務協会
  - (4) 農業協同組合
  - (5) 漁業協同組合
- 3 本会は、地域の実情その他を考慮し、前項に定める団体についてその指定を除外し、又は前項に定める団体以外の団体についてその指定を追加することができるものとする。

**(派遣契約及び委嘱)**

**第9条** 本会は、国若しくは地方公共団体又は前条に定める団体から、指定税理士の派遣の申込を受けたときは、次の事項について、当該団体等と協議し、協議が整ったときに、指定税理士の派遣に関する契約を締結する。

- (1) 対象者に関する事項
  - (2) 従事の期間、日数及び時間に関する事項
  - (3) 従事場所に関する事項
  - (4) 従事税理士の員数及び交代に関する事項
  - (5) 支援業務の内容に関する事項
  - (6) 謝金及びその支払方法に関する事項
  - (7) 事績報告に関する事項
  - (8) その他必要と認める事項
- 2 本会は、前項の派遣にあたっては、各県連合会に派遣税理士選定委員会を設置し、規則第6条第3項の指定税理士の名簿に記録された者のうちから従事税理士を選定し、委嘱する。

**(所得税確定申告期の従事日数)**

**第10条** 規則第6条第1項に掲げる所得税確定申告期の事業において、税理士会員1人当たりの従事日数は、1.5日を目安とする。

**(税務支援の期間)**

**第11条** 規則第5条第1号及び第3号の各事業において、同一の対象者に対する税務支援の期間は、2年を超えることができないものとする。

2 前項の期間を経過した者について、本会は、対象者又はその所属する団体等と協議のうえ所要の措置を講ずる。

**(従事義務免除申請の手続)**

**第12条** 税理士会員が、規則第7条に規定する従事義務の免除を受けようとするときは、所属支部を通じて本会に税務支援従事義務免除申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 本会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める書類があるときは、当該税理士会員に提出を求めることができる。

3 前項の規定に基づき本会に提出された書類は、従事義務の免除の有無にかかわらず返却しない。

**(申請書の審査及び通知)**

**第13条** 本会の税務支援対策部長は、税理士会員から前条に規定する申請書が提出されたときは、申請書受理後2月以内にこれを審査し、会長にその結果の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の審査結果を承認したときは、その税理士会員の所属支部を通じて当該税理士会員にこれを通知するとともに、連合会に報告する。

**(従事義務免除期間)**

**第14条** 規則第7条に規定する税務支援の従事義務の免除期間は、免除申請に基づき本会が承認した日からその日の属する事業年度末日までの間とする。

2 従事義務の免除を受けた税理士会員は、免除期間の翌事業年度においても、規則第7条各号のいずれかに該当するときは、引き続き従事義務の免除を受けることができる。この場合において、当該税理士会員は、新たに第12条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

**(従事義務免除の取消)**

**第15条** 従事義務の免除を受けた税理士会員が、規則第7条各号に該当しなくなったときは、当該税理士会員は所属支部を通じて遅滞なくその旨を本会に届け出なければならない。

2 本会は、前項の届け出があったときは、従事義務の免除を取り消すものとする。

3 本会は、従事義務の免除を受けた税理士会員が規則第7条各号に該当しないことが明らかになったときは、従事義務の免除を取り消すものとする。

4 本会は、前2項の取消をしたときは、その旨を連合会に報告する。

**(指定税理士の派遣期間等)**

**第16条** 指定税理士の同一の団体に対する派遣期間は、原則として2年とする。この場合において、本会は、公平を旨として機会の均等を図るよう努めなければならない。

2 指定税理士の名簿は、氏名、所属支部名、事務所の所在地、電話番号及び委嘱年月日を記録する。

**(支部等間の連携)**

**第17条** 税理士会員が、規則第8条の規定により、所属支部の区域以外の区域において税務支援に従事するときは、当該区域の支部の支部長の指示を受けるものとする。

**(従事税理士の職責)**

**第18条** 従事税理士は、自己の責任において税務支援に係る事務を遂行しなければならない。

**(事績の報告)**

**第19条** 本会は、税務支援の事績を集計し、別に定める書式により、連合会に報告する。

**(実施要領への委任)**

**第20条** 本会は、この細則に定めるもののほか必要な事項について実施要領を定める。

**附 則 (平成27年5月20日)**

- 1 この細則は、平成27年6月19日から施行し、平成27年4月1日に始まる事業年度から適用する。
- 2 「税務支援の実施に関する細則」は、これを廃止する。

**附 則 (平成27年12月21日)**

この改正規定は、平成27年12月21日から施行する。

**附 則 (令和3年12月23日)**

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

# 南九州税理士会税務支援実施要領

## I 総 則

### 一 趣 旨

この実施要領は、南九州税理士会（以下「本会」という。）税務支援細則（以下「細則」という。）第20条の規定に基づき、本会及び支部が行う税務支援の実施に当たり次の事項について定める。

- 1 独自事業の実施に関し、本会がその細目を定める場合に参考とすべき事項
- 2 受託事業に関する基本的事項
- 3 協議派遣事業に関する事務運営要領

なお、本会の会則第11章の税務支援の運営に当たっては、本会の会則、税務支援規則（以下「規則」という。）並びに細則及びこの実施要領により実施するものとする。

### 二 意義・目的

税務支援は、税理士法第49条の2第2項第10号（委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務）及び第52条（税理士業務の制限）並びに日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）会則第66条（税務支援の実施）及び第67条（税務支援実施の基準）の規定を踏まえ、税理士の社会公共的使命による社会貢献の事業として、広く国民に税理士制度に対する理解を深めることを目的とする。

### 三 実施の細目

本会は、税務支援の趣旨を尊重し次の事項に配慮する。

#### 1 対象者

対象者の範囲は、次に掲げる小規模納税者及び税務指導を必要と認める者で、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）が関与していない者とする。

- (1) 「小規模納税者」とは、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の者をいう。また、その者が消費税の課税事業者であるときは、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者をいう。
- (2) 「税務指導を必要と認める者」とは、給与所得者及び年金受給者で本会が税務指導を必要と認める者のほか、地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者をいう。

なお、所得の高額な者は除く。

## 2 業務内容及び指導方法

(1) 業務内容は、税務に関する相談、記帳及び決算に関する相談、税務書類作成に関する相談及び前記に係る電子申告に関する相談とする。

(2) 本会が必要と認めるときは、(1)に掲げる事務のほか、会計帳簿の記帳代行、税務申告に係る決算代行又は決算書の作成、納税申告書その他の税務書類の作成、電子申告データの作成及び代理送信を行うことができる。

この場合において、電子申告における本人送信の指導又は税務支援に従事する税理士（以下「従事税理士」という。）による代理送信を行うときは、電子申告に必要な環境の整備、納税者本人の同意などに特に留意するものとする。

(3) 指導にあたっては他の税理士等の業務を侵害することのないように特に留意しなければならない。

## 3 従事体制

(1) 独自事業のうち所得税確定申告期において実施する事業の税理士会員1人当たりの平均従事日数は、1.5日を目安とする。

なお、受託事業で所得税確定申告期において実施するもののうち本会が必要と認めたものは、この日数に含むことができる。

(2) 本会は、各支部間の従事日数に著しい不均衡が生じたときは、これを調整するための施策を講じる。

## 4 謝金及び報酬

謝金の金額は、本会において定める。

ただし、独自事業における報酬を除く。

## 5 秘密を守る義務

従事税理士は、正当な理由がなく、相談上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士でなくなった後においてもまた同様とする。

## 6 広報活動等

広報媒体を利用して税務支援施策の広報に努めることとし、広報するに当たっては、「所得金額が高額な者、収入金額が多額な者又は相談内容が複雑で時間を要する事案等については、この会場では取扱わない」旨を表示するなど、受け入れ体制の周知を図る。

## Ⅱ 独自事業

独自事業の実施に関し本会がその細目を定める場合には、それぞれ次に定めるところによるものとする。

### 一 本会が設置する施設で行う常設型税務支援

#### 1 趣 旨

常設型税務支援とは、税務相談所等、本会が設置する常設の施設において実施する独自事業としての税務支援をいう。

#### 2 税務相談所の設置

(1) 本会は、税務相談所をその区域内に設置・運営するほか支部の区域ごとに設置し、当該支部をして運営に当たらせることができる。

なお、複数の支部をもって1か所の税務相談所を設置することもできる。

(2) 相談会場には、「南九州税理士会（〇〇支部）税務相談所」等の表示をする。

#### 3 実施内容

(1) 相談は面接相談とし、面談の時間は1回30分程度を目安とする。

(2) 相談に係る回答は、制度や法令の解釈についての説明や一般的な助言にとどめる。

なお、具体的な実施要領は別に定める。

### 二 本会が設営する会場で行う会場型税務支援

#### 1 趣 旨

会場型税務支援とは、本会が期間、会場等を定めて所得税確定申告期に実施する「確定申告相談」をいう。

#### 2 確定申告無料相談

##### (1) 対象者数等の把握

本会は、会場型税務支援を有効かつ効率的に実施できるよう、対象者数等の的確な把握に努める。

##### (2) 実施場所

① 相談会場は、納税者の利便性等を考慮して、地方公共団体の施設その他税務支援の実施にふさわしい会場を選定する。また、本会が設置する税務相談所において、期間等を限定して会場とすることもできる。

② 相談会場には、「南九州税理士会（〇〇支部）確定申告無料相談所」等の表示をする。

##### (3) 申告書への表示

税務相談所で取扱う確定申告書（消費税確定申告書を含む。以下同じ。）には、確定申告無料相談所取扱い等の表示をする。

また、従事税理士は、税務相談所取扱いの確定申告書について、原則として税務支援対象者本人が申告書を提出できるよう指導する。

なお、具体的な実施要領は別に定める。

### 3 確定申告有料相談

有料相談の実施に当たって、本会は、会員の合意の確保、社会的反応及び税務関連団体との関係にも十分配慮し、慎重に実施する。

#### (1) 対象者

前記Ⅰ 総則三の1に定める対象者のうち、有料相談を希望する者とする。

#### (2) 実施場所

① 本会が独自に設置した相談会場に限定するものとし、無料相談会場とは別の場所に設置する。

② 無料相談会場と区別するため、「南九州税理士会（〇〇支部）確定申告有料相談所」等の表示をする。

#### (3) 申告書への表示

作成した確定申告書には、南九州税理士会有料相談所取扱い等の表示をするとともに、従事税理士が署名する。

なお、具体的な実施要領は別に定める。

### 4 国税当局との協議

本会は、確定申告相談を実施するに当たり、必要に応じ、対象者数の把握、税務相談所における確定申告書の取扱い等について、事前に国税当局と協議する。

## 三 税理士等の事務所で行う事務所型税務支援

### 1 趣 旨

事務所型税務支援とは、本会が所得税確定申告期に、これまで会場で行ってきた確定申告相談を、納税者の利便性に資する等の観点から本会の会員の事務所で行うものをいう。

なお、具体的な実施要領は別に定める。

## 四 本会が設置する施設で行う電話相談

### 1 趣 旨

電話相談とは、税務相談所等、本会が設置する常設の施設において実施する独自事業としての電話による税務相談をいう。

### 2 業務内容及び指導方法

電話相談の業務内容は、電話による税務に関する相談及び会計に関する相談とし、相談事項に係る回答は、制度や法令の解釈についての説明や一般的な助言にとどめる。

なお、電話相談の従事税理士は、他の税理士等の業務を侵害することのないように特に細心の注意を払わなければならない。

### 3 実施場所

電話相談を行うに適した場所として、本会が独自に設置した施設とする。

#### 4 従事体制

電話相談は、本会が定めた員数により従事して実施し、従事税理士は、税理士会員のうちから募集その他の方法により決定する。

なお、具体的な実施要領は別に定める。

### 五 その他独自事業として本会が実施する事業

#### 1 趣 旨

「その他独自事業として本会が実施する事業」は、前記Ⅱ 独自事業の一から四までに掲げる税務支援以外のもので、独自事業として本会が実施するものをいう。

#### 2 実施方法等

「その他独自事業として本会が実施する事業」の実施方法等については、上記の一から四までに掲げる税務支援に準ずるものとする。

### Ⅲ 受託事業

#### 一 受託事業に関する基本的事項

受託事業の実施についての基本的必要事項は、受託契約を締結の後、熊本国税局と本会において実施前に予め協議することとする。

なお、本会は、業務仕様書に基づき実施要領を作成し、具体的事項を実施支部等に周知することとする。

また、規則第6条第1項第2号の「受託事業のうち本会が必要と認めるもの」の実施に当たり、支部はその具体的な実施の場所、施設、期間、日数、従事員数並びに対象者等について、所轄税務署と協議する。

更に、受託事業は、税務支援に関する定めに則り実施されるよう、十分に注意を払うこととする。

### Ⅳ 協議派遣事業

#### 一 協議派遣事業に関する事務運営要領

##### 1 税理士派遣の申込

細則第8条による団体等（これらの連合組織が、その傘下団体について、税理士の派遣を受けようとする場合における当該連合組織を含む。以下同じ。）が税務支援について、税理士の派遣を本会に求めようとする場合の申込先は、当該団体等の区域、地区又は事業区域等に主たる事務所を有する支部（該当する支部が2以上あるときは、当該支部の協議により定められたいずれか1の支部）を経由することとする。

なお、この場合の申込は、文書（第2号様式）によるものとする。

## 2 税理士派遣契約の締結

- (1) 支部は、団体等からの申込を受け、税理士の派遣を必要と認めた場合には、細則第9条各号に掲げる契約事項について、申込者と協議し、その協議内容を県連合会（以下「県連」という。）を経由し、本会に報告（第3号様式）するものとする。
- (2) 県連は、前項の報告を受けたときは、県連に設置された派遣税理士選定委員会において、その協議内容の適否について審査し、審査結果を本会に報告するものとする。
- (3) 本会は、前項の報告に基づき税理士の派遣を必要と認めた場合は、申込者と税理士の派遣に関する契約（以下「税理士派遣契約」という。）（第4号様式）を結ぶものとする。

## 3 税理士派遣契約の支部への通知

派遣契約を締結したときは、県連を経由して支部に通知するものとする。

## 4 税理士派遣要目の基準

本会は、細則第9条各号に掲げる事項のうち、必要と認めた場合は、その事項について予め基準を定めることができる。

## 5 派遣税理士の通知

支部は3の規定により、税理士派遣契約を締結した旨の通知を受けたときは、派遣する指定税理士（以下「派遣税理士」という。）の氏名、事務所所在地その他必要事項を申込者に通知（第5号様式）するものとする。

## 6 派遣税理士に対する業務の委嘱

申込者は、5の通知に基づき、当該派遣税理士に税理士派遣契約に定められた業務を文書により委嘱するものとする。

## 7 派遣税理士の報告義務

派遣税理士は、その業務に従事すべき期間が終了したときは、任期終了後1月以内に任期中に従事した業務について支部及び県連を経由して、本会に報告（別紙第7号様式）しなければならない。

任期中にその業務を交替した場合についても同様とする。

## 二 派遣税理士の職責

派遣税理士は、細則第8条に規定する団体等のあつ旋に係る税務支援対象者について、自らの責任において前条の業務を行うものとする。

また、派遣税理士は、団体等の職員等が税理士法第52条の規定に違反する行為をしないように留意するものとする。

## V 指定税理士について

### 一 指定税理士の選任

指定税理士の選任にかかる手続は、次のとおりとする。

- (1) 規則第6条第2項の規定により、本会に所属する税理士のうちから選任する者（以下「指定税理士」という。）は、支部において希望者から人選することとするが、希望者が少ない場合は適宜の方法により所要の員数を選任する。  
なお、指定税理士は、本人から辞退の申し出があった場合を除き、自動更新するものとする。
- (2) 支部長は、前項により選任した指定税理士の氏名を県連を經由し、本会が定める期日までに本会に報告するものとする。
- (3) 支部長は、支部の区域内に入会者があったときは、指定税理士の希望について意思確認を行い、当該入会者が指定税理士を希望する場合は、その旨を県連を經由し、速やかに本会に報告するものとする。
- (4) 本会は、前記(2)(3)の規定により報告のあった指定税理士について、適当と認めるときは、速やかにその者の氏名を県連を通じ、支部に通知しなければならない（第1号様式）。

## 二 指定税理士名簿の整理等

前記一(4)により通知した指定税理士については、直ちに規則第6条第3項の規定による本会に備えつけの指定税理士名簿（第1号様式）に登載し、同時に指定税理士に通知するものとする。

## 三 指定税理士の職責

指定税理士は、税務支援業務を行うに当たっては、税理士に関する法令、連合会の会則及び本会の会則、規則並びに細則を遵守しなければならない。

また、指定税理士は、税務支援業務を行うに当たり、他の税理士等の業務を侵害することのないよう留意しなければならない。

附 則（平成22年9月17日）

- 1 この実施要領は、平成22年9月17日から施行する。
- 2 税務支援の事務運営に関する実施要領は廃止する。

附 則（平成30年9月13日）

- 1 この実施要領は、平成30年9月13日から施行する。
- 2 税務支援の実施に関する実施要領は廃止する。

附 則（令和3年12月14日）

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月13日）

この改正規定は、令和5年7月13日から施行する。

# 税務支援に関する支部間応援制度の実施要領

## 1 基本理念及び目的

### (1) 基本理念

南九州税理士会（以下「本会」という。）税務支援規則（以下「規則」という。）第6条において、「独自事業」及び「受託事業のうち本会が必要と認めるもの」に本会税理士会員全員が従事して実施する旨を定めており、税理士会員の公平負担を基本理念としている。

### (2) 目的

支部間応援制度の目的は、従来の支部区域ごとに当該支部税理士会員のみにより従事する方法では、確定申告期という限られた期間内に必要な相談日数を確保することに過度の負担を強いられる支部があることから、所属支部の区域を越え、場合によっては県をまたがり近隣の支部から応援可能な税理士会員の派遣を求め、本会が一丸となり確定申告相談の税務支援を積極的かつ円滑に行うことにある。

しかし、税理士会員の最繁忙期である確定申告期には独自事業のほか協議派遣事業と重複すること、また近年においては国税当局から記帳指導等をはじめ税理士業務に係る事業が外部委託されることとなったことに伴い、この支部間応援制度を協議派遣事業及び受託事業についても適用することにより、税務支援事業全般にわたり特定の支部の過重負担を回避するものとする。

なお、支部間応援制度においては、新規開業税理士会員等の業務の機会となることに留意する。

## 2 実施の細目

### (1) 制度の利用基準

支部長は、本会が実施する独自事業の実施計画及び受託事業に関する予定人員並びに協議派遣事業に関する派遣申込の状況により、次のいずれかに該当する場合は「支部間応援制度の利用申請書」（第1号様式）により県連合会会長（以下「県連会長」という。）を経由して当制度の利用を申請するものとする。

- ① 必要な相談日数に対し、支部の税理士会員1人当たり1.5日を超える見込みであること。
- ② 税理士会員の疾病（入院）、元来の支部の税理士会員数が少人数である等の理由により絶対数の確保が困難であること。

なお、協議派遣事業は派遣申込団体の所在地区と同一地区の支部に所属する税理士の派遣を原則としているため、上記基準に該当し、かつ、派遣申込を受けた支部から応援要請があった場合に限定するものとする。

また、当制度は派遣申込団体と区域外の支部の税理士会員が任意に合意する越境派遣を認めるものではないことに留意する。

(2) 実施方法

① 利用申請の受付

第1号様式を受理した県連会長は、「支部間応援制度利用申請受付簿」に記載のうえ、第1号様式（写）をもって本会へ取り次ぐものとする。

② 従事希望者の募集

本会は、規則第8条に定める支部間の連携のため、上記①の利用申請に基づき、所属支部で実施する税務支援施策に従事するほか、所属支部の区域外で実施される独自事業及び受託事業並びに協議派遣事業への従事を希望する税理士会員（以下「希望税理士」という。）を募集するときには、「希望税理士申込書」（第2号様式）を使用する。

本会は、希望税理士を募集したときには、募集結果を県連会長を經由して応援を要請した支部長及び希望税理士の所属支部長へ通知するものとする。

③ 従事割当ての調整

応援を要請した支部長は、希望税理士及び希望税理士の所属支部長と電話等により従事日程の調整を図り、その結果を「支部間応援制度の利用報告書」（第3号様式）により県連会長を經由して本会に提出する。

④ 従事報告

他支部が実施する税務支援に従事した税理士会員（以下「応援従事税理士会員」という。）は、「税務支援の支部間応援従事報告書」（第4号様式）を本会に提出する。

(3) 旅費日当の支払

① 本会は、応援従事税理士会員に旅費日当として1回につき11,137円（消費税込）を支給する。

ただし、1日当たりの報酬額と本会からの支部間応援制度にかかる旅費の合計額が30,000円を超える場合には、30,000円（消費税抜）に達するまでの金額とする。

② 離島等への税務支援の場合には以下に掲げる金額をそれぞれ別途支給する。

ア 船舶・航空機等による移動が必要な場合	運賃等の実費
イ 宿泊が必要な場合の宿泊料	1泊当たり13,000円
ウ 出張雑費	1日当たり 3,000円
エ その他税務支援対策部が必要と認める場合	実費等適正な金額

なお、応援従事会員が社員税理士又は所属税理士である場合は、その所属する税理士法人又は勤務先の開業税理士に支給するものとする。

### 3 制度の準用

同一支部内においても従事場所への移動距離が、概ね往復100キロメートル以上であり、

かつ、税務支援対策部会で認定された場合、上記の(3)を準用し旅費日当を支給することができる。

この場合において、当該支部の支部長は、制度の準用を相当とする所見を記載した「支部間応援制度の準用申請書」（第5号様式）をあらかじめ提出しなければならない。

**附 則**（平成14年10月8日）

この実施要領は、平成14年10月8日から施行する。

**附 則**（平成19年1月17日）

この改正規定は、平成19年1月17日から施行する。

**附 則**（平成21年5月22日）

この改正規定は、平成21年6月19日から施行し、平成21年4月1日に始まる事業年度から適用する。

**附 則**（平成30年9月13日）

この改正規定は、平成30年9月13日から施行する。

**附 則**（令和元年5月13日）

この改正規定は、令和元年5月13日から施行する。

**附 則**（令和3年12月14日）

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

## 税務支援に関する支部間応援制度のながれ

1 税務支援施策の実施について他支部からの応援を必要とする支部長は、「支部間応援制度の利用申請書（第1号様式）」を県連合会会長を経由して本会に提出する。

2 本会は、「税務支援に関する支部間応援制度」について周知を図るとともに、上記1の申請に基づき、合理的な派遣となる地域の会員に対し希望税理士の募集を第2号様式により行った場合には、その結果を当該県連合会会長に通知する。

3 県連合会会長は、希望税理士の募集結果について応援を要請した支部長及び希望税理士の所属支部長に通知する。

4 応援を要請した支部長は、希望税理士の所属支部長及び希望税理士と従事日程を調整する。  
また、従事日程、応援従事税理士会員について「支部間応援制度の利用報告書（第3号様式）」を県連合会会長を経由して本会に提出する（従事割当表等を添付）。

事務局は、上記4で提出された第3号様式に基づき、応援従事税理士会員に「税務支援の支部間応援従事報告書（第4号様式）」の用紙を送付する。

5 応援従事税理士会員は、業務終了後「税務支援の支部間応援従事報告書（第4号様式）」を本会に提出する。

6 本会は、上記の報告書に基づき応援従事税理士会員への旅費を銀行振込により送金する。

年 月 日

### 支部間応援制度の利用申請書

南九州税理士会  
会 長

様

支 部

支部長

当支部の { 受託事業（確定申告無料相談など）  
 について従事人員が不足する見込みでありますので、  
 協議派遣事業

下記のとおり支部間応援制度の利用を申請いたします。

#### 記

項 目	受託事業（無料相談など）	協 議 派 遣 事 業
1 応援を依頼する期間	年 月 日 ～ 月 日	年 月 日 ～ 月 日
2 応援を依頼する日数	日間程度	日間程度
3 派遣先団体名		
4 従事する場所		
5 団体等からの報酬・謝金	円	円
6 その他 (応援支部の希望など)		

(注) 県連合会会長を経由して提出してください。

※ 県連合会の 事務処理欄	受付年月日	受付番号
		No.

## 支部間応援制度利用申請受付簿

県 連 合 会

受付No.	受付年月日	申請支部	応援支部	区 分	顛 末
1				受託事業 協議派遣	
2				受託事業 協議派遣	
3				受託事業 協議派遣	
4				受託事業 協議派遣	
5				受託事業 協議派遣	
6				受託事業 協議派遣	
7				受託事業 協議派遣	
8				受託事業 協議派遣	
9				受託事業 協議派遣	
10				受託事業 協議派遣	
11				受託事業 協議派遣	
12				受託事業 協議派遣	
13				受託事業 協議派遣	
14				受託事業 協議派遣	
15				受託事業 協議派遣	

(第2号様式)

年 月 日

## 希 望 税 理 士 申 込 書

南九州税理士会  
会 長

様

所 属 支 部 支 部  
氏 名  
事 務 所 所 在 地

私は、支部間応援制度の趣旨に賛同いたしますので、所属支部における確定申告相談  
に従事するとともに、下記のとおり同制度の希望税理士に申込みます。

### 記

項 目	内 容
1 希望する施策の区分	・受託事業（無料相談等） ・協議派遣事業 ・左のいずれとも
2 従事可能な期間	年 月 日 ～ 月 日
3 従事可能な日数	日間程度
4 従事可能な地域	(県名、支部名などの概要でも可)
5 その他 (特記事項がある場合)	

(注) 「1 希望する施策の区分」の欄は、希望するものを ○ で表示してください。

申込先：南九州税理士会

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目17番5号

電 話 (096) 372-1151

F A X (096) 362-7305

(第3号様式)

年 月 日

## 支部間応援制度の利用報告書

南九州税理士会  
会長

様

支 部

支部長

当支部の { 受託事業（確定申告無料相談など）  
協議派遣事業 } につきましては、別紙のとおり

支部間応援制度を利用することにいたしましたので、報告いたします。

(注) 応援従事税理士会員の氏名、従事する月日がわかる資料を添付のうえ、県連合会会長を経由して提出してください。

※ 県連合会の 事務処理欄	受付年月日	受付番号
		県 No.

会 長	副 会 長	専 務 理 事	総務部長	担当部長																				
年 月 日																								
<b>税務支援の支部間応援制度従事報告書</b>																								
南九州税理士会																								
会 長 様																								
所属支部 支部																								
氏 名																								
<input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録番号																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">T</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>					T																			
T																								
<input type="checkbox"/> 登録なし <input type="checkbox"/> 既に南九州会に届出済み																								
1 日	時	(1) 受託事業 (		)																				
		年	月	日～																				
		年	月	日 ( 日																				
間)																								
(2) 協議派遣事業																								
		年	月	日～																				
		年	月	日 ( 日																				
間)																								
2	応援支部名	支 部																						
<p>上記のとおり支部間応援に従事しましたので、報告するとともに旅費は次の口座に振込みください。</p>																								
金融機関名 _____ ( 銀 行 ・ 信用金庫 )																								
ふりがな _____																								
_____ ( 本 店 ・ 支 店 ・ 出張所 )																								
(普通 ・ 当座) 預金 口座番号 _____																								
預金名義 _____																								
(注) 1 実績管理のため「2 応援支部名」ごとに、別紙としてください。																								
2 金融機関の支店名は、ふりがなを付してください。																								
提出先 南九州税理士会																								
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目17番5号																								
電話番号 (096) 372-1151 / ファックス番号 (096) 362-7305																								

(第5号様式)

年 月 日

## 支部間応援制度の準用申請書

南九州税理士会  
会長

様

支部

支部長

当支部の税理士会員 〇〇〇〇 が、遠隔地における税務支援業務に下記のとおり従事するにあたり「税務支援に関する支部間応援制度」の準用を認定いただきますよう申請いたします。

### 記

1 業務内容

2 従事期間 年 月 日～ 年 月 日 ( 回)

3 従事場所

4 申請理由

5 支部長所見

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

# 南九州税理士会派遣税理士選定委員会運営要領

## (名 称)

**第1条** 当委員会を「南九州税理士会 県派遣税理士選定委員会」(以下「派遣税理士選定委員会」という。)と称する。

## (目 的)

**第2条** 派遣税理士選定委員会は、派遣申込団体へ派遣する税理士会員について、その選定の適正化を図ることを目的とする。

## (構 成)

**第3条** 派遣税理士選定委員会は、次により構成する。

- (1) 委 員 長 1人 (県連合会会長)
- (2) 副委員長 2人以内 (県連合会税務支援担当副会長、県連合会税務支援対策部長)
- (3) 委 員 15人以内 (県連合会副会長、県下支部長)

## (任 期)

**第4条** 構成員の任期は、2年とし県連合会の役員の任期と同様とする。

2 最初の任期は、前項の規定にかかわらず、構成員を指名した際の県連合会役員の残任期間と同一とする。

## (委員会の業務)

**第5条** 派遣税理士選定委員会は、第2条の目的を達成するため次の事務を行う。

- (1) 支部から提示された派遣税理士候補者についての審査
- (2) 派遣申込団体との協議内容の適否についての審査
- (3) 第1号に規定する審査結果の本会への報告

2 前項に規定する審査基準は、本会税務支援対策部が別に定める。

## (会 議)

**第6条** 委員長は、必要に応じて会議を開催することができる。

2 会議には、議題に関連する部、委員会の長を陪席させることができる。

## 附 則 (平成19年5月22日)

この運営要領は、平成19年5月22日から施行する。

## 附 則 (平成29年10月13日)

この改正規定は、平成29年10月13日から施行する。

## 附 則 (令和3年12月14日)

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。



## 派遣税理士候補者の審査基準

### 派遣税理士選定委員会運営要領第5条第2項

- 1 同一の対象者及び団体に対する派遣期間は、2年間を原則とし、その審査基準は公平を旨とし機会の均等を図る。
- 2 登録年数の浅い税理士会員から優先して選定する。
- 3 小規模支部等で候補者が少ない場合、または、遠隔地等でその地域に当該税理士会員しかいない場合等で公平の原則に抵触しないときは、2年超の重任を認める。
- 4 上記のほか、特別な事情がある場合は派遣税理士選定委員会の承認をもって2年超の重任を認める。
- 5 個別の事情に関しては、支部の状況を考慮して判断する。

**Q 31 会員の税務支援への「従事義務」について教えてください。**

A 税務支援事業のうち、「税務援助」は、税理士会会則の絶対的記載事項（税理士法第49条の2第2項第九号）とすることにより、税理士会にその実施が義務付けられた施策であるのに対し、「税務指導」は、税理士会が社会貢献のため自ら必要であると判断した施策です。

「税務援助」と「税務指導」は、共に税理士業務の無償独占を担保し、税理士の使命を達成するための税理士会の事業として、その実施を会員の総意（総会決議）により決定しています。

会員には、会則等の遵守義務が課せられており、日税連会則第66条第3項に規定のとおり、すべての税理士会員は税務支援事業に従事しなければなりません。

なお、規則第6条において、所得稅確定申告期において行う①独自事業及び②受託事業のうち税理士会が必要と認めるものについては、税理士会員全員が従事して実施する旨規定されています。

また、会則第66条第4項において、所属する税理士会から従事の要請があったときは、正当な理由なく従事を拒否することはできない旨規定されています。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p.42から転載

**Q 33 会員が正当な理由なく税務支援への従事を拒否した場合について、どのように考えますか。**

A 日税連会則第66条第3項で「税理士会員は、本会及び所属する税理会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と明記し、努力義務ではなく「義務」としており、さらに、平成26年度の会則改正において、同条第4項に「税理士会から従事の要請があった場合は、正当な理由なくこれを拒むことができない」旨を確認的に追記しています。したがって、会員が正当な理由なく税務支援への従事を拒否すれば会則遵守義務違反となります〔税理士法第39条（会則を守る義務）、日税連会則第60条（会則の遵守）、標準会則第42条（会則等の遵守）〕。また、税理士会の社会公共性、社会貢献として実施する税務支援事業を、高度な知識を有し納税者の指導等を行っている税理士がこれを拒否し、さらに、履行を怠る行為は会員全体及び自らの社会的地位と権威を失墜させ、税理士制度が社会要請に応えられないこととなり、無償独占の排除或いは臨税（臨時の税務書類の作成等）の増加等の問題が提起されることも認識すべきです。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p.43から転載

**Q 34 税理士登録はしているものの、高齢のため、実質的な業務は、所属税理士である子供が行っています。そのような高齢者に対し、税務支援従事義務を課すのは、現実問題として無理ではないでしょうか。**

A 高齢者といっても、個別にみると、高い能力を維持している会員もいるため、本人に従事の意欲がある場合、高齢という理由だけで一概に免除するのも逆に問題があります。規則第7条では、①負傷又は疾病による療養、②震災、風水害、火災その他これらに類する災害、③国会議員又は地方公共団体の議会の議員、④出産、育児、介護その他これらに類する事由に該当する会員から免除の申請があった場合には、税理士会は当該会員に対する従事義務を免除することができるかとされています。なお、繁忙期であるためといった個別事情は規則に定める要件に該当しませんので、認められません。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p. 43 から転載

**Q 35 確定申告期における税務支援において税理士会員一人当たりの従事日数として「1.5日」を目安とした理由は何ですか。**

A 確定申告期における税務支援において税理士会員一人当たりの従事日数として「1.5日」を目安としたのは、平成17年分の確定申告期における全国の相談会場来所者予測数（平成15年分申告データによる。消費税新規課税事業者見込数及び年金受給者を含む。）と全会員数から試算したもので、「目安」の意味は「目標」を示したものです。

この意味するところは、従事日数の不均衡を是正するため、全会員で平均した従事日数が1.5日となるよう税理士会及び支部が努力すべき目標値であります。このため、税理士会全体の従事日数の総枠の数値として考える必要がありますので、各支部における支部会員の平均従事日数が1.5日に固定されるわけではなく、1.5日以上の場合もあれば1.5日以下の場合もあり得るところです。

なお、平成20年度の規則・細則の改正に当たり、すべての税務支援を通して平均従事日数をカウントすべきであるとの意見もありましたが、長年慣れ親しんだ目安としての従事日数の考え方を踏襲することとしました。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p. 43 から転載

参 考  
(第7号様式)

年 月 日

支 部 長 様

所属支部名  
税理士氏名

私が派遣税理士として任期中に従事した業務について、以下のとおり報告します。

協議派遣による税務支援事績報告書

派遣団体等の名称 ( )

区 分 項 目		派 遣 先 団 体							
		(1) 商 工 会議所	(2) 商工会	(3) 青 色 申告会	(4) 法人会	(5) 農 業 協同組合	(6) 漁 業 協同組合	(7) 地方公 共団体	(8) そ の 他 〔 〕
① 税理士従事日数 (延日数)									
② 指導納税者数 (実数)									
所 得 税	③ 申告書 提出件数	書面による							
		電子申告(代理送信)による							
		計							
	④ 上記③ の所得階層 区分	300万円 以下							
300万円超、400万円以下									
400万円 超									
計									
税 務 相 談 の み									
消 費 税	税務書類 の作成 (申告書の提出)	a 書面による							
		b 電子申告 (代理送信)							
		計							
	税 務 相 談 の み								

〔記入要領〕

- 1 区分欄(8)は、(1)～(7)に掲げた団体以外の団体についての事績を記入する。なお、〔 〕内には当該団体の名称を記入する。
- 2 項目欄「①税理士従事日数 (延日数)」は、自己が受けもった日数を積算して記入する。
- 3 項目欄「②指導納税者数 (実数)」は、指導した納税者の実人員を記入する。
- 4 項目欄「③申告書提出件数」は、②のうち申告書提出件数を書面による提出または電子申告に分けて記入する。
- 5 項目欄「④上記③の所得階層区分」の所得金額は、専従者控除前又は青色特典控除前の金額とする。

令和6年度 協議派遣事業における派遣先一覧

(注) 団体区分は、第7号様式の事績計上における区分

< 熊本県 >

支部名	署名入力	団体区分	団体名称	支部名	署名入力	団体区分	団体名称
熊本西	民間団体		熊本商工会議所	菊池	民間団体		菊池市商工会
熊本西	民間団体		熊本市北部商工会	菊池	民間団体		合志市商工会
熊本西	民間団体		熊本市河内商工会	菊池	民間団体		大津町商工会
熊本西	民間団体		熊本市飽田商工会	菊池	民間団体		菊陽町商工会
熊本西	民間団体		熊本市天明商工会	阿蘇	民間団体		阿蘇市商工会
熊本西	民間団体		熊本市富合商工会	阿蘇	民間団体		南小国町商工会
熊本西	青色申告	青色申告会	一般社団法人 熊本西青色申告会	阿蘇	民間団体		小国町商工会
熊本西	民間団体		熊本市植木町商工会	阿蘇	民間団体		産山村商工会
熊本西	民間団体		熊本市城南商工会	阿蘇	民間団体		高森町商工会
熊本西	青色申告	農協	JA熊本うき下北青色申告会	阿蘇	民間団体		南阿蘇村商工会
熊本東	民間団体		熊本市託麻商工会	阿蘇	民間団体		西原村商工会
熊本東	民間団体		御船町商工会	阿蘇	青色申告	農協	JA阿蘇青色申告会
熊本東	民間団体		嘉島町商工会	八代	民間団体		八代商工会議所
熊本東	民間団体		益城町商工会	八代	民間団体		水俣商工会議所
熊本東	民間団体		甲佐町商工会	八代	民間団体		芦北町商工会
熊本東	民間団体		山都町商工会	八代	民間団体		氷川町商工会
熊本東	青色申告	青色申告会	一般社団法人 熊本中央青色申告会	八代	民間団体		津奈木町商工会
宇土	民間団体		宇土市商工会	八代	民間団体		八代市商工会
宇土	民間団体		宇城市商工会	人吉	民間団体		人吉商工会議所
宇土	民間団体		美里町商工会	人吉	民間団体		錦町商工会
宇土	青色申告	農協	熊本宇城農業協同組合 宇土青色申告会	人吉	民間団体		あさぎ町商工会
宇土	青色申告	農協	熊本宇城農協 不知火青色申告会	人吉	民間団体		多良木町商工会
宇土	青色申告	農協	JA熊本うき下東 農業青色申告会	人吉	民間団体		湯前町商工会
宇土	青色申告	農協	松橋農業青色申告会	人吉	民間団体		水上村商工会
宇土	青色申告	農協	小川青色申告会	人吉	民間団体		山江村商工会
宇土	青色申告	農協	熊本宇城農協 三角青色申告会	人吉	民間団体		五木村商工会
玉名	民間団体		玉名商工会議所	人吉	民間団体		球磨村商工会
玉名	民間団体		荒尾商工会議所	人吉	民間団体		相良村商工会
玉名	民間団体		玉名市商工会	天草	民間団体		本渡商工会議所
玉名	民間団体		玉東町商工会	天草	民間団体		牛深商工会議所
玉名	民間団体		和水町商工会	天草	民間団体		上天草市商工会
玉名	民間団体		南関町商工会	天草	民間団体		天草市商工会
玉名	民間団体		長洲町商工会	天草	民間団体		苓北町商工会
玉名	青色申告	その他	玉名たばこ耕作者 青色申告会	天草	青色申告	農協	あまくさ農業協同組合
山鹿	民間団体		山鹿商工会議所	天草	青色申告	農協	JAれいほく青色申告会
山鹿	民間団体		山鹿市商工会	天草	青色申告	農協	本渡五和農協青色申告会
山鹿	青色申告	農協	鹿本地域農業青色申告会				

令和6年度 協議派遣事業における派遣先一覧

(注) 団体区分は、第7号様式の事績計上における区分

< 大分県 >

支部名	署名入力	団体区分	団体名称	支部名	署名入力	団体区分	団体名称
大分	民間団体		大分商工会議所	日田	民間団体		日田商工会議所
大分	民間団体		野津原町商工会	日田	民間団体		日田地区商工会
大分	民間団体		由布市商工会	日田	民間団体		玖珠町商工会
大分	青色申告	青色申告会	一般社団法人 大分青色申告会	日田	民間団体		九重町商工会
大分	青色申告	農協	JAおおいた 大分中部青色申告会	日田	民間団体	農協	JAおおいた 日田青色申告会
別府	民間団体		別府商工会議所	日田	青色申告	農協	大分大山町 農協青色申告会
別府	民間団体		国東市商工会	日田	青色申告	農協	大分県農協 九重青色申告会
別府	民間団体		杵築市商工会	中津	民間団体		中津商工会議所
別府	民間団体		日出町商工会	中津	青色申告	青色申告会	一般社団法人 中津青色申告会
別府	民間団体		姫島村商工会	中津	民間団体		中津市しもげ商工会
別府	青色申告	農協	大分県農業協同組合東部 エリア杵築青色申告会	宇佐	民間団体		豊後高田商工会議所
別府	青色申告	農協	大分県農業協同組合東部 エリア山香青色申告会	宇佐	民間団体		宇佐商工会議所
臼杵	民間団体		臼杵商工会議所	宇佐	民間団体		宇佐両院商工会
臼杵	民間団体		津久見商工会議所	宇佐	民間団体		西国東商工会
臼杵	民間団体		野津町商工会	宇佐	青色申告	農協	大分県農業協同組合 北部営農経済センター
佐伯	民間団体		佐伯商工会議所	宇佐	青色申告	農協	大分県農業協同組合 安心院青色申告会
佐伯	民間団体		佐伯市番匠商工会				
佐伯	民間団体		佐伯市あまべ商工会				
三重	民間団体		豊後大野市商工会				
三重	青色申告	農協	豊後大野市 農業青色申告会連合会				
竹田	民間団体		竹田商工会議所				
竹田	民間団体		九州アルプス商工会				

令和6年度 協議派遣事業における派遣先一覧

(注) 団体区分は、第7号様式の事績計上における区分

< 鹿児島県 >

支部名	署名入力	団体区分	団体名称	支部名	署名入力	団体区分	団体名称
鹿児島	青色申告	青色申告会	一般社団法人 鹿児島青色申告会	加治木	青色申告	その他	鹿児島県たばこ耕作者青色申告会
鹿児島	民間団体		鹿児島商工会議所	大隅	民間団体		大崎町商工会
鹿児島	民間団体		かごしま市商工会	大隅	民間団体		曾於市商工会
鹿児島	青色申告	農協	いぶすき農協青色申告会 喜入支部	大隅	民間団体		志布志市商工会
伊集院	民間団体		日置市商工会	鹿屋	民間団体		鹿屋商工会議所
伊集院	民間団体		市来商工会	鹿屋	民間団体		垂水市商工会
伊集院	民間団体		いちき串木野商工会議所	鹿屋	民間団体		かのや市商工会
伊集院	青色申告	農協	JAさつま日置 青色申告会	鹿屋	民間団体		東串良町商工会
知覧	民間団体		枕崎商工会議所	鹿屋	民間団体		肝付町商工会
知覧	民間団体		南さつま商工会議所	鹿屋	民間団体		錦江町商工会
知覧	民間団体		南さつま市商工会	鹿屋	民間団体		南大隅町商工会
知覧	民間団体		南九州市商工会	鹿屋	青色申告	その他	鹿児島県たばこ耕作者 青色申告会
知覧	青色申告	農協	JA南さつま青色申告会 加世田・川辺支部	種子島	民間団体		西之表市商工会
知覧	青色申告	農協	JA南さつま青色申告会 枕崎支部	種子島	民間団体		中種子町商工会
知覧	青色申告	農協	JA南さつま青色申告会 大浦支部	種子島	民間団体		南種子町商工会
知覧	青色申告	農協	JA南さつま青色申告会 知覧支部	種子島	民間団体		屋久島町商工会
知覧	青色申告	農協	いぶすき農協青色申告会	種子島	青色申告	農協	種子屋久農業協同組合 青色申告会
指宿	民間団体		指宿商工会議所	種子島	青色申告	その他	鹿児島県たばこ耕作者 青色申告会
指宿	民間団体		菜の花商工会	大島	民間団体		瀬戸内町商工会
指宿	青色申告	農協	いぶすき農協青色申告会	大島	民間団体		喜界町商工会
川内	民間団体		川内商工会議所	大島	民間団体		和泊町商工会
川内	民間団体		さつま町商工会	大島	民間団体		知名町商工会
川内	民間団体		薩摩川内市商工会	大島	民間団体		龍郷町商工会
出水	民間団体		出水商工会議所	大島	民間団体		宇検村商工会
出水	民間団体		阿久根商工会議所	大島	民間団体		あまみ商工会
出水	民間団体		鶴の町商工会	大島	民間団体		奄美大島商工会議所
出水	民間団体		長島町商工会	大島	民間団体		徳之島町商工会
出水	青色申告	農協	鹿児島いづみ農業協同組合 青色申告部会	大島	民間団体		伊仙町商工会
加治木	民間団体		霧島商工会議所	大島	民間団体		天城町商工会
加治木	民間団体		始良市商工会	大島	青色申告	農協	JAあまみ大島事業本部 農業青色申告会
加治木	民間団体		霧島市商工会	大島	青色申告	農協	JAあまみ知名事業本部 青色申告会
加治木	民間団体		伊佐市商工会	大島	青色申告	農協	JAあまみ喜界地区 青色申告会
加治木	民間団体		湧水町商工会	大島	民間団体		与論町商工会
加治木	青色申告	農協	あいら農協青色申告会 東部支部	大島	青色申告	農協	JAあまみ天城事業本部 農業青色申告会
加治木	青色申告	農協	あいら農協青色申告会 北部支部	大島	青色申告	農協	JAあまみ和泊事業本部 青色申告会
加治木	青色申告	農協	あいら農協青色申告会 中部支部	大島	青色申告	農協	あまみ農業協同組合徳之島 地区青色申告会
加治木	青色申告	農協	あいら農協青色申告会 西部支部				
加治木	青色申告	農協	JA北さつま伊佐青色申告会				
加治木	青色申告	農協	霧島市牧園町農業青色申告会				

令和6年度 協議派遣事業における派遣先一覧

(注) 団体区分は、第7号様式の事績計上における区分

< 宮崎県 >

支部名	署名入力	団体区分	団体名称	支部名	署名入力	団体区分	団体名称
宮崎	民間団体		宮崎商工会議所	小林	民間団体		高原町商工会
宮崎	青色申告	農協	宮崎中央農業経営改善協議会宮崎支部	小林	民間団体		野尻町商工会
宮崎	青色申告	農協	宮崎中央農業経営改善協議会田野支部	小林	民間団体		すき商工会
宮崎	青色申告	農協	宮崎中央農業経営改善協議会高岡支部	小林	民間団体		小林商工会議所
宮崎	青色申告	農協	宮崎中央農業経営改善協議会国富支部	小林	青色申告	農協	えびの市農業経営者組織協議会
宮崎	青色申告	農協	宮崎中央農業経営改善協議会南宮崎支部	小林	青色申告	農協	こばやし農業経営者組織協議会
宮崎	青色申告	農協	宮崎中央農業経営改善協議会佐土原支部	小林	民間団体		えびの市商工会
宮崎	民間団体		宮崎市生目商工会	高鍋	民間団体		西米良村商工会
宮崎	民間団体		清武町商工会	高鍋	民間団体		西都商工会議所
宮崎	民間団体		田野町商工会	高鍋	民間団体		高鍋商工会議所
宮崎	民間団体		高岡町商工会	高鍋	民間団体		西都市三財商工会
宮崎	民間団体		国富町商工会	高鍋	民間団体		木城町商工会
宮崎	民間団体		綾町商工会	高鍋	民間団体		都農町商工会
宮崎	青色申告	青色申告会	一般社団法人宮崎青色申告会	高鍋	民間団体		川南町商工会
宮崎	青色申告	農協	JA綾町農業経営者組織協議会	高鍋	民間団体		新富町商工会
宮崎	民間団体		佐土原町商工会	高鍋	青色申告	農協	西都農業経営者組織協議会
日南	民間団体		串間商工会議所	高鍋	青色申告	農協	児湯農業経営者組織協議会
日南	青色申告	青色申告会	串間市青色申告会	高鍋	青色申告	農協	尾鈴農業経営者組織協議会
日南	民間団体		北郷町商工会	延岡	民間団体		五ヶ瀬町商工会
日南	民間団体		南郷町商工会	延岡	民間団体		東郷町商工会
日南	青色申告	青色申告会	日南青色申告会	延岡	民間団体		椎葉村商工会
日南	青色申告	農協	JAみやざきはまゆう地区本部農業青色申告会	延岡	民間団体		美郷町商工会
日南	青色申告	農協	JAみやざき串間市大東地区本部農業経営者組織協議会	延岡	民間団体		延岡市三北商工会
日南	民間団体		日南商工会議所	延岡	民間団体		門川町商工会
都城	民間団体		都城商工会議所	延岡	民間団体		諸塚村商工会
都城	民間団体		高崎町商工会	延岡	民間団体		日之影町商工会
都城	民間団体		高城町商工会	延岡	民間団体		高千穂町商工会
都城	民間団体		荘内商工会	延岡	民間団体		日向商工会議所
都城	民間団体		中郷商工会	延岡	青色申告	農協	高千穂農業経営者組織協議会
都城	民間団体		山田町商工会	延岡	民間団体		延岡商工会議所
都城	民間団体		山之口町商工会	延岡	青色申告	青色申告会	延岡市青色申告会
都城	民間団体		三股町商工会	延岡	青色申告	農協	JA延岡農業経営者組織協議会
都城	青色申告	農協	JA都城地区青色申告会	延岡	青色申告	農協	日向農業経営者組織協議会
都城	青色申告	青色申告会	都城青色申告会				

# ご案内

南九州税理士会

協議派遣事業に関する様式等を本会ホームページ内会議室に掲載しておりますので、以下を参照のうえ、ご利用ください。

南九州税理士会ホームページ <https://www.mkzei.or.jp/>



トップページ右上の**会員専用ページへ**をクリックしてください。

ユーザー名 go  
パスワード nankyu

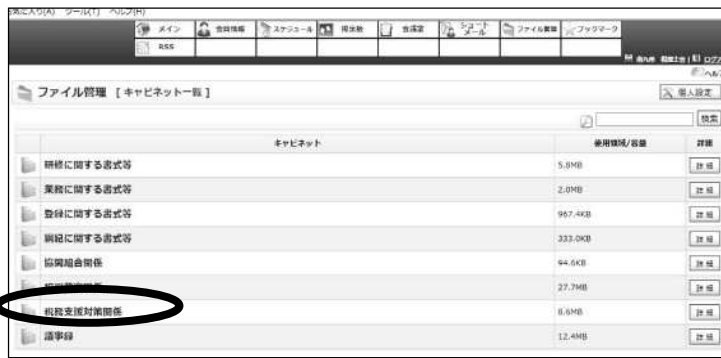
※いずれも半角英字小文字



**会議室**をクリック



ユーザー名 税理士登録番号(6桁・半角数字)  
満たない場合は頭に0を付ける  
パスワード 生年月日(8桁・半角数字)  
(例)1950年1月1日→19500101



**ファイル管理** の **税務支援対策関係** → **協議派遣事業** に掲載しております。